

# 『港湾運送事業における適正取引推進のためのガイドライン』と今後の労使交渉

全国港湾 2026年度港湾労働セミナー

2026/06/17

津守 貴之

# 本日のテーマ

- ◆ 『港湾運送事業における適正取引推進のためのガイドライン』（2026年2月公表）の内容とその特徴・課題の確認
  - ① 物流事業者の対顧客交渉力強化のための制度改正
  - ② コスト積み上げ式の料金設定の是認＝1990年代以降の市場の需給関係にもとづいた港湾荷役料金設定の見直し
  - ③ 課題1：港運業界の外で作られた制度が持つリスク＝労使協定とのずれ
  - ④ 課題2：港湾ユーザーへの浸透の難しさ
- ◆ 『ガイドライン』を活用した今後の団体交渉の進め方の提案とその際の留意点の確認
  - ① 港湾荷役料金の根拠の1つとしての賃金という仕組みの活用
  - ② 新たな制度交渉および賃金交渉の制度的基盤としての活用

『**港湾運送事業における適正取引推進の  
ためのガイドライン**』の概要と特徴

# 「ガイドライン」の概要

## 1. 「ガイドライン」作成の目的

- ① 港運業界において適正な運賃・料金の收受ができる環境を整備」すること
- ② そのために取引相手や社会一般に「港湾運送の置かれた状況を認識」できる状況を作ること



- ◆ 港運事業者と港湾ユーザーの間の取引に関する情報を外部の人間が見ることができるようにして、理不尽な取引内容がある場合は改善できるようにする仕組み
- ◆ 港湾ユーザーに対する港運事業者の交渉力を強めることを意図した制度

# 『ガイドライン』の概要

## 2. 対象となる取引と料金收受適正化の仕組み

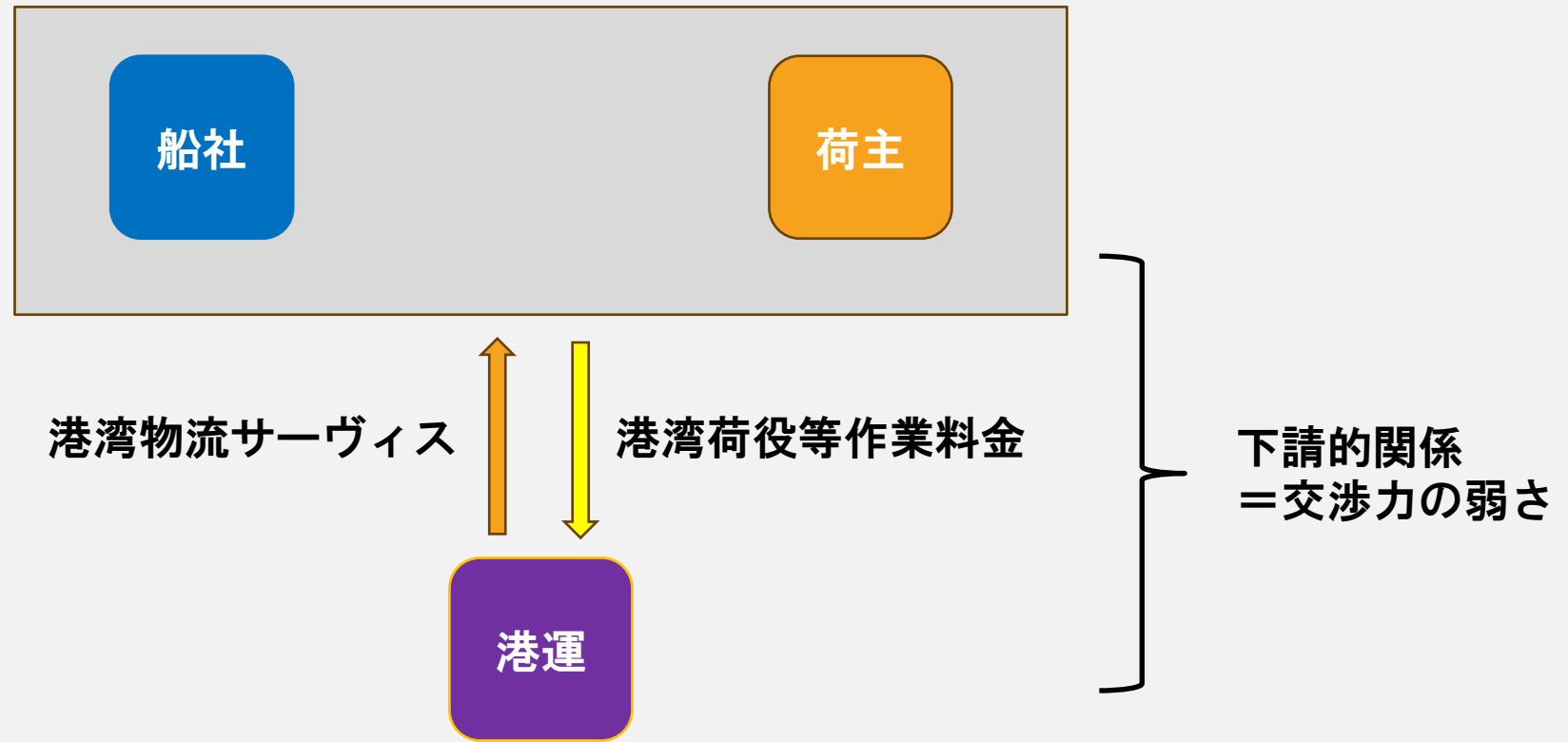
### (1)対象となる取引

- ①港運事業者－港湾ユーザー（船社、荷主、トラック事業者）間
- ②港運事業者間＝元請－専門間

### (2)料金收受適正化の仕組み

- ① 取引内容（運賃・料金の設定、減額、支払い遅延、運送内容の変更、付帯業務の提供、所定外労働、報復措置等とこれらへの対応）の例示
  - ② 書面の作成・保存の勧告：作業範囲、割増料金等の書面化
- ◆該当する取引内容を示し、そこで行われる取引内容の書面化＝**費目構成とそれぞれの費目のコストの明示**、を促すことで港湾ユーザーや元請の一方的な措置を抑止する効果を狙ったもの。

# 『ガイドライン』の概要



## 「ガイドライン」の特徴 1：積み上げ方式での料金提示

### ◆積み上げ式での料金提示の是認＝需給関係に任せた料金設定の見直し

- ① 「積み上げ式」とは：人件費、資材費、燃料費、機材費等の現場作業に必要なコストと利潤を積み上げて料金を提示すること。
- ② 「ガイドライン」における費目構成設定とそれへのコスト記入の勧め＝積み上げ式での料金提示

### ◆「需給関係に任せた料金設定」とは

- ① 港湾ユーザー側の貨物取扱需要量と港運事業者側の物流サーヴィス供給量の間で料金が設定される方式：荷主の業績や景気動向という要因を優先した料金設定の仕方
- ② 規模が大きく数が少ない港湾ユーザーの方が、規模が小さく数が多い港運事業者に対して強い交渉力を発揮できることから、**適正料金の收受は難しい**。
- ③ 1990年代以降の物流業界の規制緩和の流れの中で一般化

### ◆「ガイドライン」の特徴 1＝規制緩和の見直し

## 「ガイドライン」の特徴2＝課題1：他の物流業界と比較した内容の薄さ

◆望ましい取引の例示のみの「ガイドライン」：トラック運送業界、内航海運業界と比べると内容が貧弱

◆トラック運送業界：「トラック新法」

① 標準的な運賃の具体的な告示

：費目構成だけでなく、地区ごとに具体的な数字を提示

② 誰でも確認できる仕組み

：下記URLから標準的な運賃を自動計算できる仕組み

[https://jta.or.jp/member/kaisei\\_jigyoho/system.html](https://jta.or.jp/member/kaisei_jigyoho/system.html)

◆内航海運業界：「標準的な考え方」

① 費目構成のみの提示＝「考え方」という用語の意味

② コストの計算式の具体的な提示

## 「ガイドライン」の特徴3：課題2＝トラック業界の実態をもとに作成された制度が持つリスク

1. 「ガイドライン」作成の直接的背景＝「取適法」の制定

① 「取適法」＝「中小受託取引適正化法」

② 以前の「下請法」（下請代金支払遅延等防止法）の改正の機に名称も変更：「下請」を「中小受託事業者」に変更

③ 2026年1月1日施行

◆港運業界のために改正・制定された法律ではない。

◆おそらくはトラック運送業界からの要請に対応して改正・制定したもの。



2. 港運労使協定とのずれ

◆取適法の内容に港運労使協定が引きずられるリスク

## 「ガイドライン」の特徴4：課題3＝港湾ユーザーの対応の鈍さ

- ◆ 「ガイドライン」では「外国企業も対象とする」と明記しているが、
- ◆ 外船社、とりわけアジア系船社の反応は？：貨物が少ない日本で運賃を引き上げることが難しい船社は「料金収受の適正化」＝港湾作業料金の引き上げには消極的では？

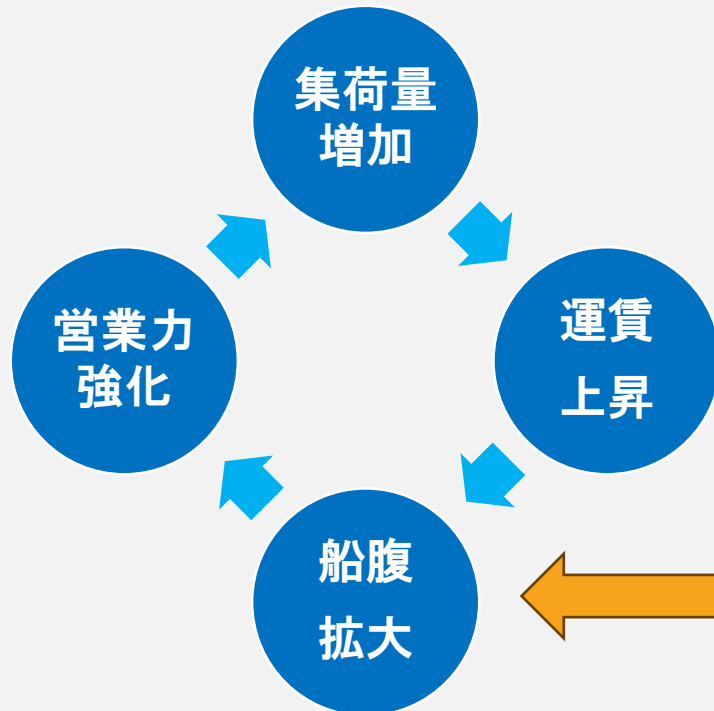


# 日本のコンテナ港湾をめぐる コンテナ定期船輸送市場の現在の構図

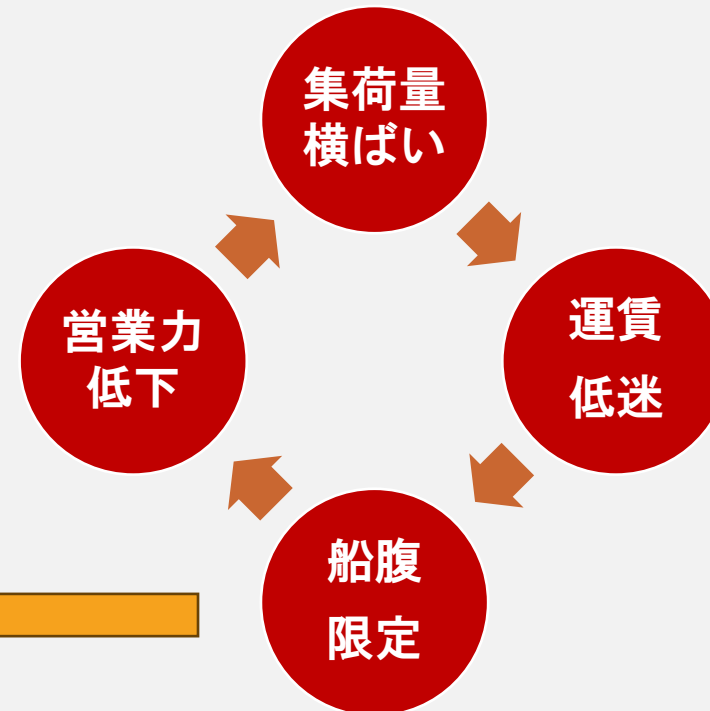
東アジア域内全体における日本のコンテナ港湾にとっての悪循環の構図

東アジア域内における船腹過不足の調整港湾としての日本港湾：スペース確保の不安定化

東アジア域内港湾の好循環



日本港湾の悪循環



船腹集約



**「ガイドライン」を活用した  
今後の団体交渉のあり方**

# 全国港湾の団体交渉の特徴

## 1. 制度問題に関する交渉

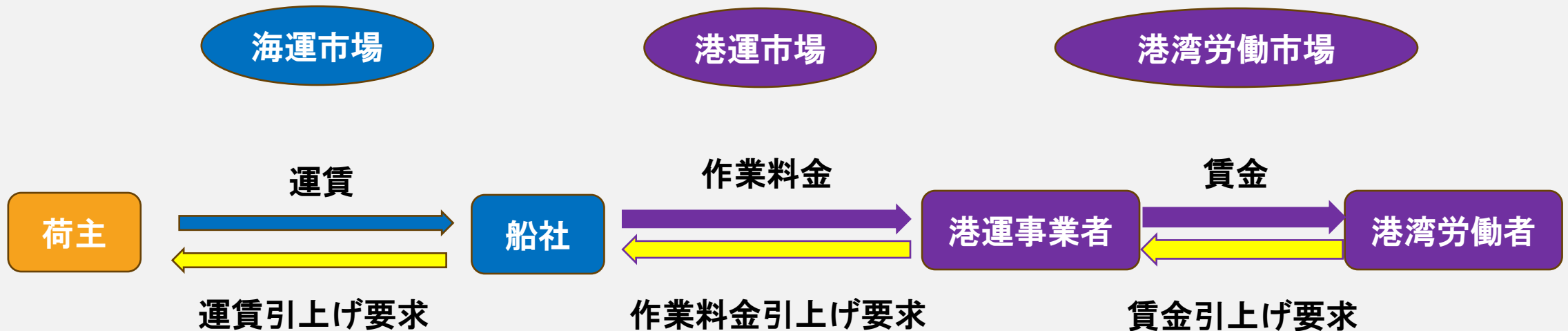
- ① 良好な港湾産別労使関係の再構築の推進について
- ② 賃金引き上げ等に関する課題について
- ③ 労働時間短縮と時間外労働の規制について
- ④ 港湾労働諸拠出金について
- ⑤ 安全・衛生対策について
- ⑥ 継続課題について

## 2. 制度問題への対応を通じた「間接的」賃金交渉

- ① 最低賃金の引き上げ交渉
- ② 上記制度問題への対応による加盟単組等の賃上げ交渉支援の枠組み作り

## 「ガイドライン」の適用範囲

- ◆ 「ガイドライン」の最終的な目的=高品質な港湾物流サービスの安定的な提供
- ◆ そのためには優れた港湾労働者の安定的な確保と育成が必要
- ◆ その前提は港湾労働者の賃金引き上げ



# 『ガイドライン』を踏まえた「標準的な賃金」の算出

## 1. 各作業・業務の必要技能の特定

- ◆フォアマン、監督やガントリー、トランステナー、ストラドル・キャリア、フォークリフト等のオペレータ、ゲートや管理棟での作業・業務等に分けて必要な技能を特定する。

## 2. 技能習得コストの算定

- ◆上述の各技能の習得コストを概算する（習得するために必要な訓練およびその期間等を特定し、それに必要なコストを概算）

- ◆「ガイドライン」の貧弱さを補う。

※港湾ごと、港運事業者ごとの特徴を整理して類型化した上で各作業・業務に必要な技能を設定し、それらを習得するために必要な一般的なコストを算定する。

# 『ガイドライン』を活用した団体交渉のあり方

## 1. 算定した「標準的な賃金」を基準とした団体交渉

- ① 最低賃金を示す際の基準としての「標準的な賃金」の提示
- ② 各単組等の団体交渉の際の基準としての「標準的な賃金」の提示

## 2. 業側に対する積み上げ方式のコスト計算の根拠の提供

- ① 港湾作業料金の適正收受のための根拠の明確化
- ② 港湾労働者不足問題解消のための賃上げの原資の確保

◆必要なことは港湾労働者を安定的に再生産する仕組み＝港運事業者を維持・成長させる仕組み

◆業と労はもともと港湾外部に対しては共通利害を持つ。

## 「ガイドライン」を活用した今後の活動の展開

### ◆「魅力ある港湾労働」実現のための安定的な仕組みの構築

＝新たな港湾労働者育成プログラムの創出

- ① 必要な技能の特定⇒その習得のために必要な訓練の特定
- ② その訓練に必要なコストの算定⇒賃金の客観的な根拠の特定・提示
- ③ 港湾労働者を再生産するための条件の整理とその確保

◆この中で「ガイドライン」の不備な点（港運労使協定とのずれや内容の貧弱さ）を是正していく＝受け身の対応ではなく、積極的に変えていく。

◆AIの一般化等のデジタル化の進展への対抗：人間でなければできない作業・業務の特定とその価値の明確化

⇒「魅力ある港湾労働」実現への道筋の明確化